

学校給食における
異物混入対応マニュアル

令和5年4月改訂
三条市教育委員会

～ 目 次 ～

1	教室で発見した場合の対応について	
	・非危険異物の場合	1
	・危険異物の場合	2
2	保護者対応について	4
3	報道対応について	4
4	調理場の食品検収時に発見した場合の対応について	5
5	調理作業中に発見した場合の対応について	5
	（1）混入原因が業者に起因する場合	
	（2）混入原因が調理場に起因する場合	
参考1	学校における異物混入防止対策について	6
参考2	調理場における異物混入防止対策について	6
別紙1	学校給食の異物混入についてのお詫びとお願い	
	（保護者宛通知文）	
別紙2	学校給食における異物混入等の事故発生報告書	
	（学校長・教育総務課長報告用）	
別紙3	学校給食における異物混入等の事故発生報告書（第 報）	
	（異物混入調査経過報告用及び県報告用）	

1 教室で異物を発見した場合

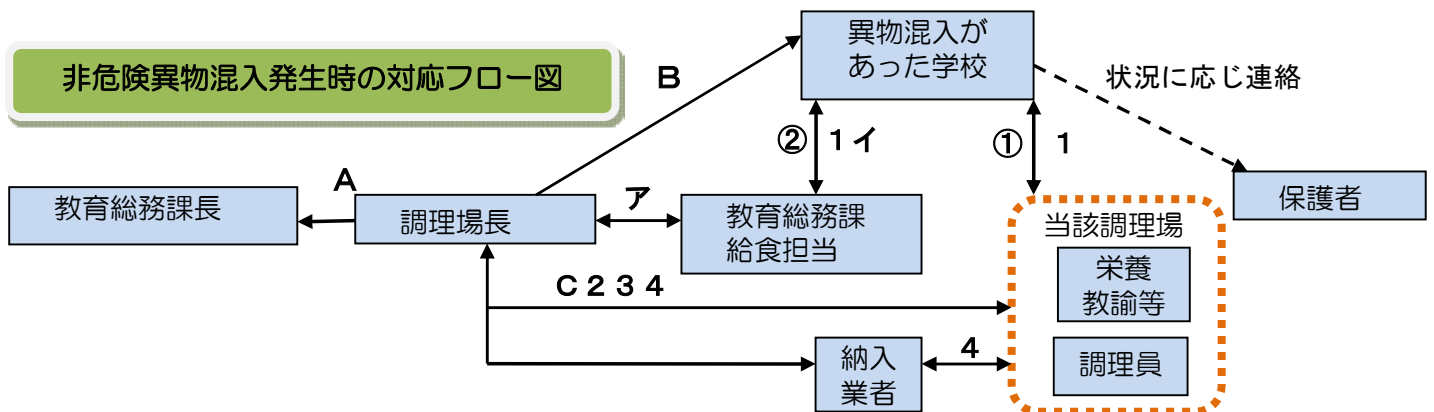
※検食で発見の場合は、この項目に準ずる。

◆ 非危険異物の場合

虫、髪の毛、ビニール、繊維、スポンジ片、
食物の皮・殻など、単体で入っており毒性のないもの

注意

ただし、大量混入等、児童生徒の身体・生命への影響がある場合又は影響のおそれがあると判断される場合は、危険異物の場合と同様に対応する。



【学校】

- ① 異物を除去し、安全を確認し、学校長判断の上、給食を提供する。給食提供後、異物混入の状況を当該調理場へ連絡する。（安全確認が困難な場合は、直ちに栄養教諭等へ連絡）異物及び異物が混入した料理（以下「異物等」という。）は、保管しておく。
※ただし、教室で混入したことが明らかな場合（生きている虫、盛り付けた料理の上の髪の毛等）は、当該調理場への報告及び異物等の保管不要
- ② 栄養教諭等が不在の場合は、教育総務課給食担当へ連絡する。

【当該調理場】

- 1 栄養教諭等は、状況に応じて学校へ出向き、異物混入発見時の状況を聴取し、異物等を受け取る。栄養教諭等が不在の場合、教育総務課給食担当が行う。その際、必要であれば調理員と学校へ出向き対応する。
- 2 栄養教諭等は、調理場長へ電話報告する。
- 3 栄養教諭等又は調理員は、調理場で混入原因を点検、調査を行う。調査結果は、栄養教諭等が第1報（別紙3）を作成して調理場長に報告する。
- 4 栄養教諭等は、調理場での混入が特定できない場合は、納入業者へ連絡し、調査を依頼する。調査結果が分かり次第、今後の改善策を踏まえ、第2報（別紙3）を調理場長へ報告する。

【教育総務課給食担当】

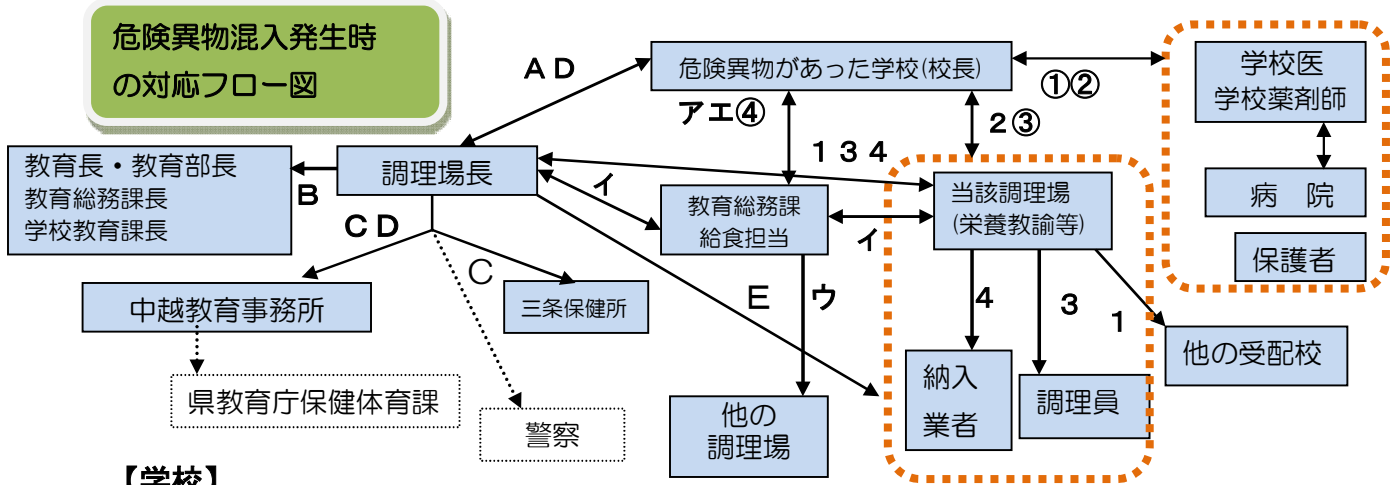
- ア 当該調理場から連絡を受けたら、場長と今後の対応を協議する。
イ 状況により、保護者宛通知文（別紙1）を作成し、配布を学校へ依頼する。

【調理場長】

- A 教育総務課長に報告する。
B 調査完了後に報告書（別紙2）を作成し、学校長へ報告する。
C 関係者を呼び、注意を喚起する。

◆ 危険異物の場合

➡ 金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物類など



【学校】

児童生徒の安全性を最優先に対応すること。

- ① 教職員は、危険異物を発見したら、児童生徒の被害の有無を確認し、児童生徒に対して、異物混入のある料理を食べないように指示する。児童生徒が異物を食べた場合は、学校医と連絡を取り、状況によって病院等への搬送を行い、保護者へ連絡する。
- ② 校内放送等を使い、児童生徒及び教職員に対し、異物混入のある料理を食べないように指示するとともに、全校の児童生徒に対して健康調査を行う。
- ③ 栄養教諭等に連絡を入れ、状況報告を行い、対応を協議する。異物をデジカメ等で撮影し、栄養教諭等へ送信する。なお、異物等は保管しておく。
- ④ 栄養教諭等が不在等の場合は、教育総務課給食担当へ連絡する。

【確認事項】

- ・ 児童生徒の健康被害の有無
 ※学校医、学校薬剤師及び保健所に連絡し対処方法について指示を受けること。
- ・ 異物混入の発見時の状況（発見者及び関係者からの聴取）
- ・ 異物等の保管
- ・ 食品の検収状況及び給食の検食状況
- ・ 故意の混入等の事件が想定される場合、配膳室等の保管状況及び来校者名簿等による来校者の有無

【当該調理場】

- 1 調理場長へ異物混入の電話報告をする。
- 2 単独調理場の栄養教諭等は、状況に応じて学校へ出向き、異物等を受け取る。
- 3 調理員に異物混入の報告をする。調理場で混入原因を点検、調査し、他の受配校に影響があると考えられる場合は、他の受配校に連絡を入れ、該当料理の喫食停止をする。その結果を第 1 報（別紙 3）として、調理場長に報告する。

4 栄養教諭等は、調理場での混入が特定できない場合は、納入業者へ連絡し、調査を依頼する。調査結果が分かり次第、今後の改善策を踏まえ第2報（別紙3）を調理場長へ報告する。

【原因調査のポイント】

- 当日の原材料及び包材、調理機械、器具等の点検
- 調理作業現場の確認
- 当日の調理過程及び衛生管理の記録を確認
- 納入業者・配送業者等の確認、又は製造業者に対する原因調査の依頼

【教育総務課給食担当】

- ア 当該調理場から連絡を受けたら、学校に出向き状況確認する。状況に応じて調理場にも出向く。
- イ 場長と今後の対応を協議し調理場へ報告する。
栄養教諭等が不在の場合、第1報（別紙3）を作成し報告する。
- ウ 他の調理場でも同じ献立がないか確認し、必要に応じて他の調理場へ異物混入の報告をする。
- エ 異物混入のあった学校に対して保護者宛通知文（別紙1）を作成し、配布依頼する。

【調理場長】

- A 必要に応じて学校に出向き状況確認する。
- B 教育長、教育部長、教育総務課長及び学校教育課長へ報告する。
- C 三条保健所及び中越教育事務所へ連絡し、場合によっては、警察へ連絡する。
- D 異物混入の調査完了後（別紙2）を作成し、学校長及び中越教育事務所に報告する。
- E 関係者を呼び、嚴重注意を行う。

【他の受配校】

- 調理場から連絡を受けた学校は、調理場の指示により対応する。

関係機関連絡先

中越教育事務所 TEL (0258) 38-2646 FAX (0258) 38-2682	三条保健所 TEL (0256) 36-2366 FAX (0256) 36-2365
---	---

2 保護者対応について

給食担当は、危険異物があった学校に対して保護者宛通知文書（別紙1）を作成し、異物混入があった学校に保護者配布を依頼する。

非危険異物についても、学校が必要と判断した場合、危険異物のときと同様に行う。

異物混入により、心身に影響があった児童生徒の保護者への対応は必要に応じて、学校長、教育総務課長、学校教育課長及び調理場長が協議し、訪問等で謝罪・報告する。

3 報道対応について

報道発表の判断は、異物混入の状況により教育長、教育部長及び関係課長で協議の上、決定する。

報道の窓口対応は、教育総務課長とする。

教育総務課長は、報道機関へ発信した情報内容を、各学校及び各調理場へも情報提供する。

【報道発表のポイント】

1 基本原則

○タイミングよく責任者（管理職）が事実を公表する。

○積極的な情報公開と誠意のある公平な対応をする。

2 記者発表での留意事項

○嘘をつかない、隠蔽しない、言い訳をしない（厳守）。

○不明なことや把握していないことは、その旨、明確に答える。

○相手（被害者）の立場を配慮する。

○情報の確認は「5W1H：誰が（何が）、いつ、どこで、何を、どのようにしたか、なぜそうしたか（そうなったのか）」を原則とする。

緊急時には迅速な対応が必要な場合もあり、「5W1H」がそろわなくても「現時点での情報」を最優先して公表する。

3 学校内での注意事項

○管理職等は、事実をできるだけ広く、正確に把握しておくことが必要である。

○学校内での情報の迅速な共有が必要である。

4 その他

○公表する内容について、事前に中越教育事務所と協議する。

○保護者等との信頼関係の構築が重要である。（報道機関への情報源は、保護者からのものが意外と多いことに留意する。）

○児童生徒のプライバシーには、十分配慮することが必要である。

4 調理場の食品検収時に発見した場合の対応について

- ① 栄養教諭等は、納入業者に異物を提示し、速やかに返品する。異物が混入していない同じ食品を再度納品させる。
- ② 栄養教諭等は、給食日誌等に記録する。(業者名、食品名、異物名、内容、画像等)
- ③ 栄養教諭等は、納入業者に対して混入原因と今後の対策について後日、報告書を提出させる。

5 調理作業中に発見した場合の対応について

(1) 混入原因が業者に起因する場合

- ① 調理員は、異物混入している食品をそのまま保管し、直ちに栄養教諭等へ報告する。
- ② 栄養教諭等は、場合によっては教育総務課給食担当へ報告する。報告を受けた給食担当は、場長と対応を協議する。
- ③ 栄養教諭等は、納入業者と連絡をとり、異物の状況によっては、代替品の納品を依頼する。納入業者が納品できない場合は、他の業者に代替品の納入が可能か確認し、不可能な場合はその食品を使用せずに献立を提供する。
- ④ 栄養教諭等は、献立変更等が生じた場合、受配校へ速やかに連絡する。また、代替品を使用する場合はアレルギーを確認し、食物アレルギーを持つ児童生徒のため成分配合をお知らせするとともに喫食可能かどうかも伝える。その際、学校から保護者に連絡するように依頼する。
- ⑤ 栄養教諭等は、給食日誌等に記録する。(業者名、食品名、異物名、内容、画像等)
- ⑥ 栄養教諭等は、納入業者に対して、混入原因と今後の対策について後日、報告書を提出させる。

(2) 混入原因が調理場に起因する場合

- ① 調理員は、異物等をそのまま保管し、直ちに栄養教諭等へ報告する。
- ② 栄養教諭等は、教育総務課給食担当へ報告する。報告を受けた給食担当は、場長と対応を協議する。
- ③ 栄養教諭等は、代替食が必要な場合は、納入業者代替品の納品が可能か依頼する。納入業者が納品できない場合は、他の業者に代替品の納品を依頼し、不可能の場合は使用せずに献立を提供する。
- ④ 栄養教諭等は、献立変更等が生じた場合、受配校へ速やかに連絡する。また、代替品を使用する場合はアレルギーを確認し、食物アレルギーを持つ児童生徒に成分配合をお知らせするとともに喫食可能かどうかも伝える。その際、学校から保護者に連絡するように依頼する。
- ⑤ 栄養教諭等は、給食日誌等に記録する。(食品名、異物名、内容、画像等)
- ⑥ 栄養教諭等は、混入原因を調査し、再度発生させないための対策を講じ実施する。また、調理等業務受託業者に対して報告書を提出させる。

参考1 学校における異物混入防止対策について

- ① 児童生徒の食事 30 分前には検食を実施し、その結果を記録する。
- ② 配膳室及びランチルームは、使用しないときは施錠するとともに、保管場所の衛生に十分配慮する。人がいない状態で放置することのないようにする。
- ③ 教室へ運搬するコンテナ、配膳台車等の管理を徹底する。
- ④ 教室での配食の際は、手洗いの徹底、エプロン、帽子、マスクを着用して衛生管理に努めるとともに、異物混入がないよう教室内の環境整備についても配慮する。

参考2 調理場における異物混入防止対策について

日常作業の中で「ヒヤリ」「ハット」したことについて、その日のうちに調理員全員で情報を共有し、見直し、対策を講じ、その都度注意事項を追加する。

「三条市衛生管理基準」を遵守しながら日々異物混入防止に努める。

危険を想定し、準備することで結果は大きく変わる！